



海津市まちづくり委員会  
自治基本条例策定分科会第5回資料

2011年12月16日  
岐阜経済大学 菊本舞

# まちづくりの基本原則

## 市民、行政、議会が、みんなでまちをつくっていくための原則

### ○ 参考条文：草加市：基本方針＋7つの原則

(基本方針)

第3条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
- (3) 市民主体のまちづくりを進めます。

(パートナーシップによるまちづくりの7つの原則)

第4条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。

- (1) 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。
- (2) 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
- (3) 協調性 相手を尊重し、相手の立場や首長について理解します。
- (4) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。
- (5) 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
- (6) 普遍性 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。
- (7) 発展性 従来の関係性に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。

# まちづくりの基本原則

- 参考条文:伊賀市
- 前文(条例制定の背景や内容) + 目的(内容やねらい)  
+ 基本理念(基本的な考え方) + 基本原則(まちづくりの進め方、つくり方)

## (基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

(1) 補完性の原理に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。

(2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。

(3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。

## (自治の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。

(1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。

(2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

(3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。

(4) まちづくりは、まず市民自らがいき、さらに地域や市が補完して行う。

(5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。

(6) まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。

# まちづくりの基本原則

- 多くの条例で原則化されている基本原則は以下の5つ
  - ①住民自治の原則
  - ②情報共有の原則
  - ③参加の原則
  - ④協働の原則
  - ⑤地域尊重の原則
- または原則とせずに、基底となるキーワードで示している場合もある
  - 文京区の場合＝協働・協治
  - 関川村の場合＝信頼・連帯

# まちづくりの基本原則

## ○ 参考条文:まちづくり＝まちの価値創造ととらえた稲美町

(まちの価値創造の原則)

第10条 まちづくりは、住民、議会及び町が固有の資源および財産を町内外に広く知らせ、さらにその価値を高めるとともに、新たな価値を創造して行うものとする。

第11条 まちづくりは、住民、議会及び町がそれぞれの役割と責任を認識し、相互に参画し、協働して行うものとする。

(情報共有の原則)

第12条 まちづくりは、住民、議会及び町がそれぞれ保有する情報を活用するため、情報を相互に提供し合い、共有して行うものとする。

(ネットワークの原則)

第13条 まちづくりは、住民、議会及び町が人的及び物的ネットワークを構築し、相互理解に努め、信頼関係を保って行うものとする。

(効率化の原則)

第14条 まちづくりは、住民、議会及び町があらゆる角度からの検討を重ね、効率的かつ効果的な方法で行うものとする。

## まちづくりの基本原則①住民自治

- 個人を尊重し、相互平等を認め、自主性を尊重すること  
(九重町)
- 地域のことは市民の参加を得て、市民の意思に基づき、その責任において行うこと。そのためには市民ひとりひとりが主体であり、それぞれの人権が保障され、その個性や能力が十分に発揮されることが必要。自治運営において最も基本となる原則
- 条文例:ひとりひとりの人権を尊重／自主性の尊重／市民の自立と自律／自己決定・自己責任／町民が主体のまちづくり

# まちづくりの基本原則①住民自治

## ○ 参考となる条文:伊賀市

(住民自治の定義)

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。

(住民自治に関する市民の役割)

第22条 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

(住民自治に関する市の役割)

第23条 市は市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動については、必要に応じてこれを支援する。

## まちづくりの基本原則①住民自治

- 市民の立場から、広範に住民自治活動を規定している  
条文例：越前市

(市民自治活動の原則)

第7条 わたしたち市民は、家庭、職場及び地域社会の中で、市民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え行動します。

2 わたしたち市民は、市民自治活動において、男女が共に社会の対等な構成員としてその個性及び能力を発揮するものとしします。

3 わたしたち市民は、同様の目的を有する個人及び組織との連携及び情報交換に努め、互いの活動を尊重します。

4 市民自治活動を担う団体は、民主的かつ自主的運営を行います。



## まちづくりの基本原則②情報共有

- 市民が自ら考え、的確な判断のもとに行動するためには、正しい情報が欠かせない。まちづくりへの参加意欲を高め参加を得るために、行政や議会は積極的な情報の提供の必要があり、行政・議会・市民の間で市民の保有する情報を共有していくことが、さらなるまちづくりにつながる。
- まちづくりを具体化・実質化するにあたっての前提として、ほとんどの条例で規定されている。

## まちづくりの基本原則②情報共有

### ○ ふたつの考え方

- ①行政が保有する情報は、市民との共有財産である

- 参考となる条例文：多摩市

(情報共有)

第17条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなればなりません。

- ②行政、議会、市民や市民活動団体の持つ情報はそれぞれの主体のものだけでなく、公共主体同士の共有財産として、相互に利用すべきである⇒行政・議会からの情報提供に加え、市民の情報提供をシステム化する必要性

- 参考となる条例文：稲美町

(情報共有の原則)

第12条 まちづくりは、住民、議会及び町がそれぞれ保有する情報を活用するため、情報を相互に提供し合い、共有して行うものとする。

## まちづくりの基本原則③参加

- 参加と参画のどちらを採用するか
  - 参画⇒企画・立案の段階から主体的に参加していく
  - 参加⇒決まったことに形式的に加わるという消極的意味
    - 実質的にはどちらも区別なく使われており、どちらでもよい
- 参加対象：
  - 行政・議会への市民参加
  - 市民の活動(地域活動やNPO活動など)への行政、議会、市民の参加
- 参加の原則
  - ①市民に対し参加の機会を保障する
  - ②市民参加を図るための取り組みを積極的に進める

## まちづくりの基本原則③参加

### ○ 参考となる条文

(参加の原則)

第3条 本町の自治運営は、町民等の意思を反映させるため、町の実施する政策、施策及び事務事業の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民等の参加を得ながら進めていくことを基本とする。(愛川町)

(市民参加の原則)

第4条 市は、市民参加の機会を保障し、市民の意思を市政に反映することを基本とする(富士見市)

(参加と協力)

第4条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力し合い、連携を図る。(文京区)

# まちづくりの基本原則④協働

- 行政、議会、市民がそれぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあうこと
- 市民・市民活動団体も公共主体であるという新しい公共論の中心的考え方
- ほとんどすべての条例に規定されている
- 協働の2要素
  - ①主体間関係
    - 相互に自立し、自己責任を自覚している
    - それぞれが対等の関係にある
    - 互いの存在を尊重し合う
    - ⇒一緒にやらない協働もある(コミュニティの自立や主体性確保のための制度や仕組みづくり:豊田市はこれも含め共働と定義)
  - ②共同関係
    - 共通課題の解決、社会的目的の実現
    - 互いに連携・協力・協調する
    - より良い社会づくりに取り組む
    - ⇒主として一緒にやる協働(うまくやるための準備、相手方の選定や契約、協働の監査や評価)

## まちづくりの基本原則④協働

### ○ 協働の定義について、参考となる条例文

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(4) 協働 市民、事業者及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力し合うことをいう。(岸和田市)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

8 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。(文京区)

## まちづくりの基本原則④協働

### ○ 協働の原則について、参考となる条例文

(協働の原則)

第5条 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深めるとともに、お互いの知恵と力を出し合い協働によるまちづくりを進めることを基本とする（富士見市）

### ○ 協働のための具体的施策・措置

- 協働を推進するための体制の整備
- 協働の機会の拡充
- 人材・まちづくり支援団体の育成、市民協働センター等環境整備
- まちづくり活動の登録制度
- 基金などの設置
- 拠点・ネットワークづくり、パートナーシップの推進

## まちづくりの基本原則⑤地域尊重

- 地域学習の原則
- 地域の個性尊重
- 地域資源をいかす
- 世代間の相互理解
- 文化の多様性の尊重
- 国県等との対等・協力の原則
- 財政自治の原則
- 法令の自主解釈



# まちづくりの主体(1) 市民 定義

## ○ 市民概念＝誰を「市民」とするか？＝自治の主体は誰か？

- ①市内に住所を持っている
- ②市内に居住する
- ③市内で就業する
- ④市内で就学する
- ⑤市内に事務所を有する法人その他の団体
- ⑥市内で活動する法人その他の団体
- ⑦市内で活動する
- ⑧利害関係を有する人や団体
- ⑨納税者

## ○ もっとも多いのが①～⑥を市民とするもの

## ○ 参考条文:定義(秩父市):

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 市民とは市内に居住、在勤又は在学する個人及び市内に事業所または事業所を有する法人その他の団体をいう。

## ○ 論点:未成年者市民の参加は権利化行政の責務か？

# まちづくりの主体(1) 市民 権利と責務

- 市民はまちづくりの主体であることを認識・自覚し、また自治の主体にふさわしい行動をとることが期待される。

- 参考条文: 三鷹市

(地域における市民の権利、責務等)

第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。

2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。

3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

# まちづくりの主体(2)コミュニティ 定義・権利・責務

## ○ ①地域コミュニティ

- 地域性と共同体感情を基盤とするつながり、あるいは組織・活動
- 自治の基礎的単位

## ○ 参考条文:越前市

(地域の自治)

第9条 わたしたち市民は、各地域において、その歴史、文化等の地域的特性を生かした豊かなまちづくりをめざし、市と協働して組織的に市民自治活動を行い、地域の振興を図ります。

2 わたしたち市民は、町内会又は地区組織における活動を通して、安全で安心な住みよいまちづくりの実現に努めます。

3 町内会その他の地域の振興を図る組織の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。

# まちづくりの主体(2)コミュニティ 定義・権利・責務

## ○ ②テーマコミュニティ

- 目的やミッションを共通にして、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする組織・活動

## ○ 参考条文:文京区

(非営利活動団体の権利)

第12条 非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 非営利活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(非営利活動団体の責務)

第13条 非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通じて、地域の課題の解決に取り組む。

2 非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

## まちづくりの主体(3) 事業者 定義と責務

- 一般には市民に含める定義が多い
- ただし事業者が与える影響の大きさから考え、社会的責任の自覚と安心して住めるまちづくりに寄与するための積極的な位置づけを与えている

### ○ 参考条文

事業者の役割(飯田市)

第10条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、従業員の行う地域活動にも配慮し、まちづくりに寄与するものとします。

事業者の権利及び責務(遠軽町)

第10条 事業者は...地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して暮らせるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

事業者の権利と責務(大東市)

第5条 事業者は、前条の権利と義務を有するほか、地域社会の一員として、事業活動において環境との調和を図り、公益的な活動に協力し、健全な事業活動を行わなければならない。

## まちづくりの主体(4)行政 行政の定義

- 執行機関の範囲の定義
- 参考条文:豊田市

(定義)

第2条2 この条例において「執行機関」とは、視聴、教育委員会、選挙管理委員会、監視員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

## まちづくりの主体(4) 行政 行政の役割(責務)

### ○ 簡潔な参考条文例: 関川村

(村の責務)

第12条 村は、村民の意思を取り入れ、村民参画を基本と市、総合的かつ迅速に行政運営を行うものとする。

### ○ 役割を整理した参考条文例: 文京区

(区の基本的役割)

第16条 区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図る。

3 区は、持続可能で健全な区政を実現する。

(保証役としての役割)

第17条 区は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び区民等の活動の支援を通じて、区民等により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努める。

(調整役としての役割)

第18条 区は必要に応じて、区民等との間の調整を行う役割を担う。

(地域の担い手の支援)

第19条 区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。

# まちづくりの主体(5) 議会 責務

## ○ 論点となる責務

- これまで:内容的には地方自治法で既に規定されているが、あえて自治基本条例に規定するかどうか?
  - 自治運営に関する重要事項の意思決定と執行部の監視・評価
- これから:条例に規定するかどうか?
  - 市民に対する説明責任を果たすために、積極的に情報公開を図り、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行う
  - 政策立案及び政策提言を積極的に行う

## ○ 参考条文

### (市議会の責務)

第8条 市議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めるとともに、市政運営が適正に行われるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない(富士見市)

### (区議会の責務)

第21条 区議会は、法令に定める権限を行使し、及び政策論議・立法活動の充実を図ることにより、区政の発展及び区民の福祉の向上に努める。(文京区)



## まちづくりの主体(5) 議会 責務

(議会の情報公開)

第29条 議会は、議会活動に関する情報を町民にわかりやすく説明する責務を有するとともに、情報公開請求に関しては誠実に答えるよう努めなければならない。(遠軽町)

(議会の情報共有と市民参加)

第40条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、すべての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。

2 ...

3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有し、情報提供の充実に努めなければならない。(伊賀市)

(区民参加と活性化)

第23条 区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す。(文京区)

## 参考文献

- 松下啓一『自治基本条例のつくり方』ぎょうせい、2007年。
- 松下啓一『協働社会をつくる条例』ぎょうせい、2004年。

## ワークショップ①

◇Step1 まちづくりの基本原則、まちづくりの主体のそれぞれについて、資料に目を通したうえで、気になるキーワードをあげる

(条例文中にある言葉でも、資料を見て思いついた言葉でも構わない。海津市自治基本条例にも取り入れたらいいと思うキーワードや考え方、海津にはそぐわないというキーワードもあげてみよう。)

◇Step2 本市において基本原則の実現に向けて、各主体(市民、コミュニティ、事業者、行政、議会)にどのような役割を期待するか？

(5つの基本原則以外、5つの主体以外にも必要と考えられる場合は、その他として自由に増やしてかまわない)

	取り入れたいワード	いらな いワード	市民	コミュニ ティ	事業者	行政	議会	その他
取り入れたいワード								
いらな いワード								
住民自 治								
情報共 有								
参加								
協働								
地域尊 重								
その他								

## ワークショップ②

- 海津市における自治基本条例策定の取り組みを市民に広く普及し、より多くの市民の参加のもとで策定を進めるためにはどのような取り組みや仕掛けが必要か？

	①	②	③	④
対象者				
内容				
方法				
実施時期				
その他				